

釜石大槌地区行政事務組合
議 会 定 例 会 議 録

令和6年10月31日

釜石大槌地区行政事務組合議会

令和6年10月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会会議録

議事日程

令和6年10月31日(木) 定例会
午後3時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議長の報告
 - 第4 管理者の報告
 - 第5 認定第1号 令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算
-

出席議員(10人)

1番	菊池忠彦君
2番	工藤聡一郎君
3番	澤山美恵子君
4番	井筒健太郎君
5番	阿部三平君
6番	佐藤憲弘君
7番	東梅守君
8番	野田忠幸君
9番	芳賀潤君
10番	細田孝子君

欠席議員(0人)

午後 3 時会議を開く

○議長（細田 孝子君） 本日の出席議員は 10 人で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

欠席の届け出はありません。

只今から令和 6 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を開会いたします。

当組合議会は申合せによりクールビズを実施しております。

暑いと思われる方は、上着を脱いでも結構です。

議場内でのマスクの着用は、個人の判断によるものといたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元の議事日程により進めます。

○議長（細田 孝子君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 51 条の規定により、議長において、3 番澤山美恵子さん及び 4 番井筒健太郎さんを指名いたします。

○議長（細田 孝子君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日と決しました。

○議長（細田 孝子君） 日程第 3、議長の報告であります。

管理者から、本定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、認定第 1 号の 1 件が送付されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和 6 年 10 月 8 日付け、釜大行組監発第 13 号をもって、定期監査の結果についてが提出されております。

内容は、お手元の写しのとおりでありますのでご覧願います。

次に、管理者から令和 6 年 10 月 8 日付け釜大行総発第 137 号をもって、令和 5 年度釜石大槌地区行政事務組合議会情報公開制度運用状況の報告についてが提出され、お手元に配布いたしておりますので、ご覧願います。

以上で、議長の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

管理者。

〔管理者小野共君登壇〕

○管理者（小野 共君） 令和 6 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会の開会にあたり、令和 5 年度の主要な施策の取組みについて、ご報告を申し上げます。

まず、はじめに、釜石消防署職員の失職についてであります。

令和 6 年 2 月 15 日に釜石消防署に所属する 30 歳代の職員が、住居侵入及び不同意わいせつ未遂容疑により岩手県紫波警察署に逮捕、同年 3 月 6 日に起訴され、同年 5 月 13 日に盛岡地方裁

判所において、懲役 2 年、執行猶予 4 年の判決を受け、5 月 28 日に刑が確定したことから地方公務員法第 16 条第 1 項及び第 28 条第 4 項の規定により失職しました。

今回の事件に関しましては、職員の服務規律の確保を再三にわたり注意喚起してきたにも関わらず、公務員としてあるまじき行為を起しましたことは極めて遺憾であり、議員の皆様をはじめ市民並びに町民の皆様に心からお詫び申し上げます。

消防組織法におきましては、消防職員の任命権者は消防長となっておりますものの、釜石大槌地区行政事務組合の管理者といたしまして、消防職員が懲役 2 年、執行猶予 4 年の判決が確定し、失職したことを厳粛に受け止め、深く反省をいたします。

また、消防長に対し、更なる綱紀粛正はもちろんのこと、全職員に消防職員としての自覚を強く促し、職員一人一人が高い倫理観を持ち、職務に精励するよう改めて指示をいたしました。

次に、令和 5 年度の主要な取り組みについてご報告いたします。

はじめに、し尿処理業務についてですが、令和 5 年度のし尿等の搬入量は、釜石市では、前年度に比較し 5.5%減の 11,876 キロリットルとなり、大槌町においては、前年度に比較し 2.1%増の 6,578 キロリットルの、合わせて 18,454 キロリットルとなり、全体では、前年度より 2.9%、549 キロリットル減少いたしました。

搬入量は、平成 10 年度をピークに、東日本大震災後平成 24 年度には被災家屋や仮設住宅等からの搬入により一時増加いたしました。復興事業の進展により減少傾向にあります。

令和 5 年度においては、前年度と比べて微減とはなっているものの、今後も、人口減少や公共下水道事業の進展を背景に、搬入量は減少傾向で推移するものと考えております。

汚泥再生処理センターは、施設設備の経年劣化に対応し長寿命化を図ることを目的に令和 5 年度から基幹的設備改良事業を実施しました。

途中、新型コロナウイルス感染拡大等の影響による資材、機器等納品の遅延などにより、予定より遅れを生じておりましたが、令和 6 年 7 月 22 日に工事が完了し、9 月 10 日には交付金に係る岩手県の完了検査も終了いたしました。

当事業におきましては、CO2 排出量削減に寄与する機械設備など、設備全体の 6 割が更新され、甲子川への放流水質や臭気、騒音などの環境性能も基準を満たしており、現在既存施設とともに定格運転を開始しております。

また、令和 5 年 5 月以降休止しておりました汚泥の肥料「咲土（さと）がえり」につきましては、令和 6 年 8 月 19 日から配布を再開してありまして、7 月の工事完了後 20 トンを生産し、管内の住民や団体等に対しまして 9 月末までに、11 トンを配布しております。

次に、消防業務についてご報告をいたします。

令和 5 年度の出場状況ですが、出場延べ人員は、前年度と比較し 4,175 人多い 14,110 人となっております。

その内訳は、救急出場によるものが 7,553 人、火災出動が 105 人のほか、予防査察 1,598 人、警防調査 273 人をはじめ、風水害、広報・指導、救助、特別警戒などとなっております。

火災件数につきましては、釜石市のみ 9 件となっております。前年度に比較して 1 件減少し、損害額は 1,148 万 2 千円となっております。

火災の種別といたしましては、建物火災 5 件、車両火災 1 件、下草やフェンスを焼いたその他火災が 3 件で、主な出火原因といたしましては、ストーブ、焼却炉、溶断機・切断機のほか、火あそび、火入れによるものとなっております。

なお、これらの火災により 3 名の負傷者が発生しております。

今後も火災発生抑制のため、火災予防業務に努めてまいります。

一方、救急業務につきましては、出場件数が前年度より 153 件多い 2,530 件で、その内訳は、釜石消防署が 1,650 件で 117 件の増加、大槌消防署が 880 件で 36 件の増加となっており、これまでの最多出場件数となっております。

件数増加の理由といたしましては、県立釜石病院の診療体制の縮小前と比較し、消防本部管轄外の医療機関への搬送が約 200 件の増加、また、急病による高齢者の搬送が増加していることが一因と考えられます。

引き続き救急訓練を実施し、傷病者への必要な救急処置及び医療機関への搬送に万全を期すよ

う努めてまいります。

次に、昨年度の消防施設機器等の強化拡充につきましては、購入から12年が経過し走行距離が14万キロを超えております、救急自動車と高度救命処置用資機材の更新を行っております。

今後も、住民の命を守ることに直結する消防施設機器等の計画的な更新を行い、消防力の維持向上に努めてまいります。

女性消防吏員の積極的な採用の取組につきましては、昨年度整備いたしました大槌消防署内の女子更衣室に、ベット等の仮眠室用の備品を購入し、女性消防吏員1名を配属しております。

また、国の消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を5%に引き上げるという目標を踏まえ、当消防本部におきましても、女性消防吏員の採用につきましては学校訪問や企業説明会などの機会を活用し、引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

次に、いわて消防指令センターにつきましては、令和4年度から令和5年度の2か年で、共同運用に必要な設備や、盛岡中央消防署の庁舎改修などの実施設計業務を行っております。

また、本年10月から本格的な整備が開始されており、令和4年4月1日に設置した「いわて消防通信指令事務協議会」にて、運用開始に向けた協議を進めております。

引き続き、関係機関との連携を密にしながら、令和8年4月からの共同運用開始を目指した取り組みを進めてまいります。

各種災害への対応については、今後、地震や津波、線状降水帯等による局地的な大雨による災害など複雑甚大化する自然災害の発生が懸念される一方で、環境変化により多様化する火災、救急、救助などの事案にも的確に対応しながら、消防の責務である住民の生命、身体及び財産を守るため、より一層、火災予防の啓発活動に取り組むとともに、多様な災害を想定した訓練に取り組むなど、消防力の強化を図り、消防機関としての役割を果たしてまいります。

議員各位、市民並びに町民の皆様におかれましては、当行政組合の業務に対しまして、引き続きご指導とご協力を賜りたいと存じます。

本日の定例会には、令和5年度決算の認定1件について提出させていただいておりますが、よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、管理者報告といたします。

○議長（細田 孝子君） 以上で、管理者の報告を終わります。

○議長（細田 孝子君） 日程第5、認定第1号令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

ただいま、議題に供しました認定について、当局の説明を求めます。

○事務局長（栃内 宏文君） 議長。

○議長（細田 孝子君） 事務局長。

〔事務局長栃内宏文君登壇〕

○事務局長（栃内 宏文君） 只今、議題に供されました、認定第1号、令和5年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

別冊となっております決算書の4ページ及び5ページをご覧ください。

令和5年度の最終予算額は、32億4,835万7千円で、前年度より17億4,918万円の増となり、これに対する決算額は、収入済額、15億4,382万2,791円で前年度より1億1,591万5,440円の増となっております。

6ページ及び7ページをご覧ください。

支出済額は、前年度より7,733万2,895円増の、14億7,278万3,383円で、その結果、歳入歳出差引額は、7,103万9,408円となっております。

次に、歳入決算について、ご説明をいたします。

10ページから順次ご覧ください。

第1款分担金及び負担金は汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業や、エネルギー価格の高騰による燃料費等の増により、前年度と比べて2,832万5千円増の14億445万3千円となりました。

そのうち、総務費分担金は、組合議会の運営及び総務管理に要する経費に充てるもので、4,356万6千円、衛生費分担金は、汚泥再生処理センターの維持管理及び運営に要する経費に充てるもので、2億2,127万4千円、消防費分担金は、消防事務に要する経費に充てるもので、11億3,961万3千円となりました。

第2款使用料及び手数料は前年度比21万307円減の453万7円で、そのうち衛生手数料は、し尿投入手数料、そして消防手数料は危険物施設の検査事務手数料となっております。

第3款国庫支出金は、汚泥再生処理センターの基幹的設備改良事業に係る循環型社会形成推進交付金で、2,575万1千円となっております。

第5款財産収入は、財政調整基金の預金利子で2,362円となっております。

12ページから15ページをご覧ください。

第7款繰入金は、2,223万6千円で、財政調整基金からの繰入金となっております。

第8款繰越金は、前年度より459万8,144円増の3,245万6,863円となっております。

第9款諸収入は、前年度比、22万3,526円減の879万3,559円となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

第10款組合債は、基幹的設備改良事業に要するもので4,560万円となりました。

次に、歳出決算についてご説明を申し上げます。

18ページから順次ご覧ください。

第1款議会費は、前年度より3万2,801円増の20万9,150円で、支出の主な内容は議員報酬となっております。

第2款総務費は前年度より329万6,097円減の5,471万2,096円で、支出の主な内容は職員給与及び一般管理費などであります。

20ページから23ページをご覧ください。

第4款衛生費は前年度比7,308万6,759円増の2億6,355万467円で、そのうち処理場管理費が37万7,092円、汚泥再生処理センター管理運営に係る処理場維持費が2億6,317万3,375円となっております。

第5款消防費は、前年度比743万6,701円増の11億2,827万7,379円で、そのうち職員給与や一般事務費、救急業務、警防業務、指令業務等の各業務事業費、そして車両管理費などの、常備消防費が10億7,282万9,495円となっております。

30ページから33ページをご覧ください。

消防施設費で、高規格救急自動車等の更新が5,544万7,884円となっております。

第6款公債費は組合債の元利償還金で、前年度比7万2,731円増の2,603万4,291円となっております。

第8款予備費の支出はありませんでした。

35ページの実質収支に関する調書をご覧ください

実質収支額は、歳入歳出差引額7,103万9千円のうち、翌年度に繰り越すべき財源4,046万2千円を差し引いた、3,057万7千円の黒字となりました。

37ページ及び38ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、公有財産については、令和5年度中の増減はありませんでした。

物品につきましては、高規格救急自動車や、高度救命処置用資機材の増減を計上しております。

財政調整基金につきましては、令和5年度の増減額は、2,223万6千円で、令和5年度末の現在高は1億3,158万3千円となっております。

また、主要な事業の実施結果は、別冊となっております。主要な施策の成果に関する説明書を、さらに監査委員の意見につきましては、釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算審査意見書をご参照願います。

この令和5年度決算は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すもので、地方自治法第96条第1項第3号の規定

により提案するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、当局の説明は終わりました。

○議長（細田 孝子君） お諮りいたします。

審議の方法は、歳入は一括審議とし、歳出は款ごとにご審議願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。

これより、歳入の審議に入ります。

歳入の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） ございませんか。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、歳入の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） 次に、歳出の審議に入ります。

○議長（細田 孝子君） 第1款、議会費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第1款、議会費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第2款、総務費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第4款、衛生費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第4款、衛生費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第5款、消防費の質疑を許します。1番、菊池忠彦さん。

○1番（菊池 忠彦君） はい、31ページ下段の高規格救急自動車購入のところで伺います。

まず1点確認したいのが、成果に関する説明書の中で、購入から12年、走行距離が14万キロを超えたというところでの今回更新となったわけですが、この更新の基準というのは、購入年数によるものなのか、あるいは走行距離なのかその辺をまず伺いたいと思います。

搭載している救急救命機材は日々進歩していくところから、当然命を守るという観点で考えると新しいに越したことはなく、更新期間は短い方がいいと思いますが、一方で車両の性能を考えると、走行距離の伸びは足回りのへたりに繋がったり、これはこれで更新の基準になると私は考えています。

先ほどの管理者の説明にもありましたように、令和5年度の管轄外の医療機関への輸送が約200件の増加ということを考えると、今後も走行距離は伸び、車両に負担がかかってきます。

その場合年数が経てば、搭載している救命機器は確実に旧世代のものになってしまいます。

一方で車両は走行距離が伸びなければ、年数が経っても車両にはさほど負担はかかりません。

搭載している救命機器の年数の更新が基準なのか、単純に車両の走行距離が基準なのかどちら

か伺います。

○議長（細田 孝子君） 消防次長。

○消防次長（澤田 正君） 只今の質問にお答えいたします。

消防車両の安全基準について、平成 20 年 3 月に日本消防検定協会より、車両の使用年数等が定められてございます。

当消防本部におきましても、平成 28 年 3 月 9 日に開催された、釜石大槌地区消防運営協議会で広域消防実施計画並びに消防整備計画の見直しがされました。

日本消防検定協会からの車両使用年数等に基づき、当消防本部の車両等整備計画につきましても車両使用年数を同様とし、車両更新時期を救急自動車が 13 年及び走行距離 15 万キロ超、消防車及びその他の車両 20 年、はしご車については 17 年と定めておりまして、そのとおりで計画を進めているところでございます。

また、自動車の性能が向上していることも理解しております。

法定に定められた点検を実施し、日常点検を欠かさず行っておりますが、緊急走行を行う車両であることや県内消防本部の車両更新基準と比較しましても、更新基準としている年数・距離数は適切であると考えております。

○議長（細田 孝子君） 1 番、菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） 分かりました。

13 年 15 万キロという基準を考えると、今回は基準に近い更新であったと理解しました。

もう 1 点伺いますが、今回の更新に際して、旧車両の処分料は発生していないのですか。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（駒林 博之君） はい、救急車の処分料についてですが、新しい救急車を買ったときに業者さんにそのまま引き取ってもらっているという形です。

○議長（細田 孝子君） 1 番、菊池忠彦さん。

○1 番（菊池 忠彦君） いわゆる下取りの形でお金はかからない形で引き取ってもらっていると理解しますが、それに関連して、今回の更新によって旧車両の処分に関して、売却というお考えはなかったのか伺います。

というのは、今色々全国の自治体の処分に関して調べてみると、全国の自治体や消防組合で、救急車を公有財産の売却として官公庁のオークションシステムを利用し、一般競争入札であったり、自治体が独自に事業者向けに一般競争入札で売却しているケースも見取れます。

もちろん代替した車両を、自治体の医療環境への提供という事で、新たな活躍の場として医療法人に譲渡しているケースもありますが、いずれにしても収入の確保を目的に一般競争入札での売却も視野に入れるべきではないかと思いますが、その辺についてお考えを伺います。

○議長（細田 孝子君） 消防長。

○消防長（駒林 博之君） 公有財産の売却についての考え方ですが、今までは業者さんに処分してもらおうという方向でずっと考えておりました。

議員ご指摘のとおり、これからは有効な活用ということで、色々検討してまいりたいと考えております。

○議長（細田 孝子君） 他にございませんか。第 5 款、消防費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 6 款、公債費の質疑を終わります。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を許します。

○議長（細田 孝子君） 第 8 款、予備費の質疑を終わります。
以上で、歳出の審議を終わります。

○議長（細田 孝子君） これより認定第 1 号を採決いたします。
お諮りいたします。

令和 5 年度釜石大槌地区行政事務組合会計歳入歳出決算を認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細田 孝子君） ご異議なしと認めます。
よって、本決算は認定されました。

○議長（細田 孝子君） 以上をもって、本日の会議の日程はすべて終了いたしました。
これをもって、本日の会議を閉じ、令和 6 年 10 月釜石大槌地区行政事務組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 3 時 33 分閉会

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

釜石大槌地区行政事務組合

議会議長 細田 孝子

議会議員 澤山 美恵子

議会議員 井筒 健太郎